

Iasa 日本支部 個人会員規約

本会員規約は、Iasa 日本支部（以下「当団体」という）が独自に提供する会員の特典（以下「本サービス」という）の利用を希望する個人（以下「個人会員 A」という）に適用されます。

第 1 条 Iasa 日本支部における個人会員および個人会員の種類

1. 個人会員 A は、Iasa 日本支部独自の会員のことを指すものとします。
2. 個人会員 B は、Iasa Global の個人会員で、個人会員 A ではない方を指すものとします。なお、Iasa Global におけるその会員の種類（有料会員、無料会員等）に関わらず、本規約においては、個人会員 B と定めます。
3. 個人として Iasa 日本支部に入会を希望するものは、Iasa 日本支部の個人会員 A に新たに申し込むものとします。個人会員 B であるかどうかは問わないものとします。
4. 既に個人会員 B である方が Iasa 日本支部に入会を希望する場合も、3 と同様に新たな申込が必要になります。

第 2 条 会員登録・変更

1. 個人会員 A は、当団体所定の方法で入会を申し込み、当団体が承認した場合に会員として登録されます。
2. 個人会員 A は、当団体が別途定めるサービス内容に基づき、サービスを利用します。
3. 個人会員 A は、氏名、メールアドレス等、必須の登録事項について真実のものを記入しなければなりません。以下の場合には、会員登録を拒否し、会員登録承認後であっても会員登録を抹消する場合があります。
 - ① 個人会員 A 情報の登録情報に虚偽の記載、誤記、重要事項の記入漏れがあった場合
 - ② その他、Iasa 日本支部が本サービスの提供を行うことが不適切であると判断した場合
4. その他 Iasa Global が提供する Web サイトのサービスの利用については、サービス提供元である Iasa Global に従うものとします。

第 3 条 退会

1. 会員は、当団体所定の方法で退会を申込み、当団体が正式に受理した時点で退会とします。
2. 退会と同時に、Web サイトを含む当団体が独自に提供するサービスの提供が終了します。
3. 退会は、毎年の会員期間末日の 1 か月前の申請を必要とし、その日を過ぎた場合は自動更新の意思表示があったものとします。

4. 本条が定める退会は Iasa 日本支部の会員資格である個人会員 A の資格を終了させるものであって、Iasa Global を退会するものではありません。Iasa Global からの退会については、Iasa Global の手続き等に従ってください。

第 4 条 会員期間は、会員登録が承認された日から、翌年の応当日を含む当該月の末日までとします。

第 5 条 会費

1. 年間の会費は、別表 1 のとおりとします。
2. 当団体の会費は、Iasa Global の会費とは別に Iasa 日本支部にお支払いいただくものです。
3. 当団体が施行するプロモーション等により異なる年会費が設定されることがあります。
4. 会費は、初年度は入会申し込み時に支払うこととし、次年度以降は当団体発行の請求書による前納一括払いとします。
5. 会員が既に納入した会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとします。ただし、当団体がサービス提供を終了する場合は、第 7 条に従うものとします。
6. 会費については、当団体が適宜変更することが出来るものとします。但し、変更された会費は次回の会員期間から適用されるものとします。

第 6 条 会員の特典（本サービス）

1. 個人会員 A は、特典として、当団体が提供する、以下に例示する情報を検索・閲覧ならびに新規に共有される情報を無料で得ることができます。また、Iasa 日本支部が主催するカンファレンス等への参加は無料とします。
 - ① Iasa 日本支部がその HP 等で掲示する各種情報、講演の記録等
 - ② Iasa 日本支部が主催あるいは共催する講演等の記録および関連資料（但し、共催の場合は共催先の許可の有無によります）
 - ③ ITABoK V2 日本語訳のデジタル版およびその更新された版の入手但し、上記の特典は個人会員 A の有効期間のみ適用されます。
2. 会員は、入手した情報を、会員の自己の内部的使用のために使用することができます。ただし、会員は、これをさらに複製すること、編集すること、および第三者に譲渡すること、はできません。
3. 会員は、本サービスに関して本会員規約に明示する以外の利用は原則できません。

第 7 条 本サービスの変更・中断・終了

1. 当団体は、会員への予告を行うことなく、第 6 条に定める会員の特典の内容を随時追加、改廃その他の方法で変更することができます。
2. 当団体は、本サービスの保守点検、不測の事態その他の理由により、会員への予告なく、本サービスの提供を一時的に中断することができます。
3. 当団体は、会員に対し 3 ヶ月前までに告知した上で、本サービスを終了することができます。ただし、会員が本サービスの終了時以降の会費をすでに支払っていた場合には、当団体は、会員に対し残りの期間の会費相当につき、遅滞なく清算し返金するものとします。当該計算については当団体所定の方法によるものとします。会員の登録されたメールアドレスや電話番号に連絡できない、または会員から当団体に対して回答がない場合など、当団体の責めに帰すべからざる理由により返金できない場合は、本サービス終了の日から 1 年の経過した日をもって、当団体の返金義務は消滅するものとします。
4. 本サービスの変更・中断・終了により会員に生じた上記 3 の会費の返金以外の損害については、当団体は一切責任を負いません。
5. 本規約および別表等の追加および改廃等による変更については、理事会決議に基づくものとします。

第 8 条 本規約の変更および改廃

本規約の変更および改廃は、当団体の理事会の承認を以て適宜行うものとします。

附則

本会員規約は、2016 年 4 月 1 日から実施します。

本会員規約変更は、2018 年 10 月 1 日から実施します。

別表 1

会費について

- ・原則年払いとします。
- ・年会費は、5,000円（税込）とします。

以上